【書類名】　回答書

【整理番号】　Ｒ９４３８

【提出日】　平成２２年　４月　９日

【あて先】　特許庁審判長殿

【審判事件の表示】

　【審判番号】　不服２００８－　２１１１５

　【出願番号】　特願２００３－５３６５１８

【審判請求人】

　【識別番号】　５９８０８０８５３

　【氏名又は名称】　海尔集团公司

【審判請求人】

　【識別番号】　５０４１５４７１３

　【氏名又は名称】　海尔▲電▼器国▲際▼股▲分▼有限公司

【代理人】

　【識別番号】　１１０００００４０

　【氏名又は名称】　特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ

　【代表者】　池内　寛幸

　【電話番号】　０６－６１３５－６０５１

【発送番号】

１２２５６２

【回答の内容】

Ａ．前置報告書での指摘事項

　前置報告書では以下の２点が指摘されています。

　第１に、平成２０年９月８日付の手続補正書による補正（審判請求時の補正）は特許法第１７条の２第４項の規定に違反するものであるから、同法第５３条第１項の規定により却下されるべきものである（以下、「指摘１」といいます）。

　第２に、上記審判請求時の補正が限定的減縮に該当すると仮定しても、補正後の請求項１～１６に係る発明は引用文献１～３記載の発明に基づいて当業者が容易になしえた発明であり、特許法第２９条第２項の規定により独立して特許を受

けることができないから、上記審判請求時の補正は同法第５３条第１項の規定により却下されるべきものである（以下、「指摘２」といいます）。

Ｂ．指摘１について

指摘１の対象である、審判請求時の補正における請求項１の「前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、」は、拒絶査定時の請求項１に記載された「前記中空の内槽軸が、前記歯車箱（１３）の上壁に設けられた軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に設置されており、前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能である」を書き換えたものであり、請求項１の限定的減縮を目的とする補正に付随するものです。

従って、請求項１に対する審判請求時の補正は特許法第１７条の２第４項第２号に規定する限定的減縮を目的とするものであると思料します。

Ｃ．指摘２について

（１）補正案の提示

請求項１に関して以下の補正案をご提示申し上げます。下線は、審判請求時の補正により補正された請求項１に対する補正箇所を示します。

［請求項１］

駆動力入力端と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸（１０）に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸（１１）に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換する歯車箱（１３）を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、

前記歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、

前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、<u>前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能であり、</u>

二対の歯車軸（２９、１６）が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、

二対の歯車部（１５、２８）が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、

前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、

前記攪拌器軸（１０）の前記下端に設置された外歯車（３０）が、前記二対の歯車部の一方（１５）とかみ合っており、

前記中空の内槽軸（１１）の前記下端に設置された外歯車（１２）が、前記二対の歯車部の他方（２８）とかみ合っており、

主駆動軸（２０）が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸（２０）の上端に設置された外歯車（２４）が、前記二対の歯車部の前記一方（１５）とかみ合っており、

前記中空の内槽軸（１１）、前記攪拌器軸（１０）および前記主駆動軸（２０）は同軸であることを特徴とする伝動機構。

上記の補正事項は、明細書に記載された実施形態から自明であると思料します。

（２）本願発明と引用発明との対比

引用文献１（特開昭５９－１７１５８８号公報）には、中空軸３０が洗濯兼脱水槽６に接続され、前記中空軸３０内に設けられた軸３２が攪拌体２０に接続されることで、前記洗濯兼脱水槽６と前記攪拌体２０とを逆方向に回転させる一槽式脱水洗濯機が記載されています（図３参照）。引用文献１の伝動機構は、筐体に設けられたインターナルギア部３１と、遊星ギアのキャリア部４３と、サンギア部３３とを含む遊星ギアアセンブリを備えることで、洗濯兼脱水槽６と攪拌体２０とを逆方向に回転させます。

引用文献２（実願昭６１－１７９１８２号（実開昭６３－８５４９５号）のマ

イクロフィルム）には、船舶に用いられる二重反転プロペラ用反転装置として用いられる伝動機構が記載されています（図１参照）。この伝動機構は、２つのトルク伝達経路を有しています。第１の伝達経路は、入力軸２ａから、入力歯車３－１、外軸用大歯車３－７を経て外軸５にトルクが伝達されます。第２の伝達経路は、入力軸２ａから、入力歯車３－１、第１の小歯車３－２、たわみ軸３－３、第２の小歯車３－４、内軸用大歯車３－５を経て内軸４にトルクが伝達されます。かくして、外軸５に装着された前方プロペラ６と内軸４に装着された後方プロペラ７とが同時に逆方向に回転します。

引用文献３（実願昭６３－１１１５８２号（実開平２－３２８２２号）のマイクロフィルム）には、按摩器と電気かみそりとに使用される高低速回転の同軸出力機構として用いられる伝動機構が記載されています（図２～図４参照）。高速回転は電気かみそりに適しており、低速回転は按摩器に適しています。高速回転は、モータ５０の回転軸５２に装着された第３ギア５１と第１ギア３１とが噛み合うことで、第１ギア３１と一体の第１出力軸３０から出力されます。低速回転は、モータ５０の回転軸５２に装着された第３ギア５１と第１二段ギア６０の大ギア６１とが噛み合い、第１二段ギア６０の小ギア６２と第２二段ギア７０の大ギア７１とが噛み合い、第２二段ギア７０の小ギア７２と第２ギア４１とが噛み合うことで、第２ギア４１と一体の第２出力軸４０から出力されます。

当業者が、引用文献１の伝動機構に引用文献２，３の伝動機構を適用して本願の請求項１に係る発明を導き出すことはできないと考えます。なぜなら、引用文献１の発明は一槽式脱水洗濯機に関するものであり、引用文献２の発明は船舶用の二重反転プロペラ用反転装置に関するものであり、引用文献３の発明は按摩器と電気かみそりとに使用される高低速回転の同軸出力機構に関するものです。即ち、引用文献１～３の発明は、その技術分野が互いに異なり且つかけ離れているため、当業者がこれらの全ての技術分野の技術的知識を習得することはできないからです。

また、仮に当業者が引用文献１～３を発見してこれらに記載された伝動機構を組み合わせてみたとしても、本願の請求項１に記載された発明の構成を導き出すことはできません。

即ち、引用文献１～３のいずれにも、本願の請求項１に記載された、「二対の歯車軸（２９、１６）が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、二対の歯車部（１５、２８）が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、」という構成や、「前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており」という構成は記載も示唆もされていません。

また、引用文献１の伝動機構は遊星ギアアッセンブリを備えています。引用文献１の伝動機構は、遊星ギアアッセンブリを備えるがゆえに、入力軸と２つの出力軸（中空軸３０、軸３２）とを同軸に配置することができます。これに対して、引用文献２の伝動機構では、入力軸２ａと２つの出力軸（外軸５、内軸４）とは同軸ではありません。従って、引用文献１の伝動機構に引用文献２の伝動機構を適用する場合、引用文献１の伝動機構の全構成を変更する必要があり、引用文献１の駆動系全体を変更する必要が生じます。例えば引用文献１の伝動機構の一部のギアを引用文献２の小歯車（第１の小歯車３－２と第２の小歯車３－４を備える部材）に置き換える場合、引用文献１の伝動機構の全構造及びトルク伝達経路を変更しなければなりません。そして、仮にこのような変更をすることができたとしても、本願の請求項１に記載された「前記中空の内槽軸（１１）、前記攪拌器軸（１０）および前記主駆動軸（２０）は同軸である」伝動機構を実現することはできません。

同様に、引用文献３の伝動機構では、入力軸（回転軸５２）と２つの出力軸（第１出力軸３０、第２出力軸４０）とは同軸ではありません。従って、引用文献１の伝動機構に引用文献２の伝動機構を適用したものに、更に引用文献３の伝動機構の全部又は一部（例えば第１二段ギア６０及び／又は第２二段ギア７０）を適用したとしても、本願の請求項１に記載された「前記中空の内槽軸（１１）、前記攪拌器軸（１０）および前記主駆動軸（２０）は同軸である」伝動機構を実現することはできません。

更に、引用文献３の伝動機構では、第１出力軸３０と第２出力軸４０とは同じ向きに回転します。引用文献３には、第１出力軸３０と第２出力軸４０とを逆向きに回転させる伝動機構の具体的構成は記載も示唆もされていません。従って、

２つの出力軸を互いに逆向きに回転させる引用文献１及び引用文献２の伝動機構に引用文献３の伝動機構の構成を適用して、本願の請求項１に記載された、「前記攪拌器軸をある方向に回転させ、…前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ」る伝動機構を実現することはできません。

本願の請求項１の伝動機構は、洗濯機での使用に適した伝動機構であって、１つの入力軸と、互いに逆回転する２つの出力軸とが同軸に配置されています。本願の請求項１に係る発明は、このような伝動機構を、請求項１に記載されているように、引用文献１に記載された遊星ギアアッセンブリを用いることなく、また、引用文献２，３に記載された伝動機構の構成とは異なる単純な構成で実現しています。従って、本願の請求項１に係る発明は引用文献１～３に記載された発明に対して進歩性を有すると思料します。

更に、請求項１を引用する従属請求項２～１６に係る発明も引用文献１～３に記載された発明に対して進歩性を有すると思料します。例えば、請求項４は、３つの歯車（15_1、15_2、15_3）を有する歯車部１５を記載しており、この構成は引用文献１～３のいずれにも記載されていません。

以上のように、請求項１を上記のように補正することにより、指摘２における拒絶理由は解消すると思料します。

つきましては、上記補正案の通りに請求項１を補正する機会を与えて下さいますようお願い申し上げます。特に、引用文献２，３は、前置報告書で初めて引用された文献ですから、これらの文献を引用して本願を拒絶される場合には、それに先だって拒絶理由を通知して補正の機会を付与して下さいますようお願いします（特許法第１５９条第２項で準用する同法第５０条、同法第１７条の２第１項）。